

熊本県市町村営林道事業事務取扱いの手引

平成19年12月 1日
熊本県農林水産部

目 次

第1	関係法令等	p	1
1	林道の法的位置付け	p	1
2	林道事業実施に関する関係法令等	p	3
第2	採択基準等	p	5
1	採択基準	p	5
2	国の事業と県の事業との関係	p	6
3	新規路線計画時の留意事項	p	7
第3	熊本県補助金等交付規則、熊本県林業関係補助金等交付要項 及び熊本県林道事業補助要領記載上の注意	p	8
1	事業計画書の提出(事業計画承認申請)	p	8
2	補助金等交付申請	p	18
3	補助金等交付決定前着工	p	21
4	事業計画の変更	p	22
5	補助金等交付申請の取り下げ	p	23
6	工事着工届	p	25
7	遂行状況報告	p	26
8	工事完了届、検査要請等	p	27
9	実績報告	p	28
10	補助金等の請求	p	29
11	繰越	p	31
第4	林道の維持管理	p	34
1	民有林林道台帳	p	34
2	林道への編入	p	36
3	林道の転用等が行われる場合の取扱い	p	39
4	通行事故報告	p	41
第5	その他	p	42
1	路線全体計画の重要な変更協議	p	42
2	設計書の審査	p	46
3	事業実施全般における留意事項	p	47

第1 関係法令等

1 林道の法的位置付け

林道の法的位置付けは以下のとおりとなっている。

- ・ 森林・林業基本法第4条に、国が森林及び林業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨を記載
- ・ 森林・林業基本法第7条に、国が森林及び林業に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない旨を記載
- ・ 森林・林業基本法第12条に、国が森林の適正な整備を推進するため、林道の整備についての施策を講じなければならない旨を記載
- ・ 森林法第193条に、地域森林計画に登載されている林道の開設または拡張に要する費用の一部を補助することとする旨が記載
- ・ 森林法施行令第12条第2項に、国庫補助率について記載
- ・ それぞれの事業(森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業など)の実施要領に、林道規程に即したものが国庫補助の対象となると記載
- ・ 林道規程第7条に、林道管理者が林道台帳を作成することを記載
- ・ 平成8年5月16日付け8林野基第158号で(民有林林道台帳について)林道台帳に記載する林道は、国庫補助に係る民有林林道か若しくは規格、構造が林道規程に合致する場合に林道台帳に登載することができる旨を記載

従って、法的な位置付けとしては、林道規程に合致する規格、構造で林道を開設(または作業道等を改良)し、林道台帳に登載したものが林道として位置付けられる。逆に林道規程に合致しないものを林道台帳に登載しても、災害復旧事業や改良、舗装事業の対象にならないこととなる。

なお、道整備交付金に係る林道整備については、以下のとおり。

- ・ 地域再生法第13条の2に、林道施設の整備が地域再生基盤強化交付金の対象となる旨を記載
- ・ 地域再生法施行令第3条第1項に、地域再生基盤強化交付金のうち、林道施設の整備が道整備交付金の対象となる旨を記載
- ・ 地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)の3の2)の に、地域再生計画の作成に際して「法令等を遵守しているものであること」と記載
- ・ 地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱(平成17年4月22日付け17農振第14

8号)第1の2の1)に、基本方針の「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、交付金を充てて整備する施設に係る関係法令等(補助金に係る要綱を含む)に定める基準・規格に適合していることの必要性を記載

以上より、道整備交付金により林道を整備する場合においても、国庫補助事業に係る規格、構造、すなわち林道規程に則して林道を整備しなければならないこととなる。

2 林道事業実施に関する関係法令等

(事業実施関係)

- ・ 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)
- ・ 森林法施行令(昭和26年7月31日政令第276号)
- ・ 森林法施行規則(昭和26年8月1日農林省令第54号)
- ・ 森林・林業基本法(昭和39年7月9日法律第161号)
- ・ 林道規程の制定について(昭和48年4月1日48林野道第107号)

(補助金等関係)

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「適化法」とする。)
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)
- ・ 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)
- ・ 林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日47林野行政第640号農林水産事務次官通知)

(道整備交付金関係)

- ・ 地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)
- ・ 地域再生法施行令(平成17年4月1日政令第151号)
- ・ 地域再生法施行規則(平成17年4月1日内閣府令第53号)
- ・ 地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱について(平成17年4月22日府地再第8号、17農振第148号、国総政第6号、環廃対発第050422002号)
- ・ 地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)
- ・ 道整備交付金交付要綱(平成17年4月22日17農振第7号、国道地調第2号)
- ・ 道整備交付金交付要領(平成17年4月22日17農振第8号、17林整整第10号、国道総第54号)

(林道管理関係)

- ・ 民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号)
- ・ 民有林林道台帳作成の細部取扱いについて(平成8年5月16日8-2林野庁指導部基盤整備課長通知)
- ・ 民有林林道台帳の調製について(平成8年7月24日8-3林野庁指導部基盤整備課長通知)
- ・ 林道の転用等が行われる場合の取扱いについて(昭和49年6月27日49林野道第150号林野庁長官通知)

参考図書

国の関係法令等その他参考資料が掲載されている主な図書は以下のとおり。

- 平成15年版 林道必携 法令通達編
- 平成16年版 森林整備事業の手引き
- 平成19年版 林道必携 災害編
- 平成13年版 林道災害復旧事業マニュアル
- 森林整備事業 - Q & A - (平成16年4月発行)
- 林道規程 - 運用と解説 - (平成14年5月発行)
- 平成14年版 林道必携 技術編

(参考) 熊本県の要項、要領等

(事業実施関係)

- ・ 熊本県営林道事業実施要領
- ・ 熊本県森林環境保全整備事業実施要領
- ・ 熊本県単営林道事業実施要領
- ・ 熊本県林道施設災害復旧事業実施要領
- ・ 熊本県林道事業設計基準書
- ・ 熊本県林道編入要領

(補助金等関係)

- ・ 熊本県補助金等交付規則(以下「交付規則」とする。)
- ・ 熊本県林業関係補助金等交付要項(以下「交付要項」とする。)
- ・ 熊本県林道事業補助要領(以下「補助要領」とする。)

(積算、施工管理、検査関係)

- ・ 熊本県森林土木工事共通仕様書
- ・ 熊本県森林土木工事施工管理基準
- ・ 熊本県森林土木工事検査基準
- ・ 森林土木請負工事監督要領
- ・ 熊本県工事検査規程
- ・ 熊本県農政部・林務水産部所管工事検査規程取扱要領
- ・ 熊本県請負工事成績評定要領
- ・ 熊本県農政部・林務水産部成績評定実施要領

第2 採択基準等

1 採択基準

林道事業の採択基準は、以下に示す基準、要綱及び要領等による。

(国の要綱、要領等)

- ・ 森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件(平成14年10月15日 農林水産省告示第1630号)
- ・ 森林環境保全整備事業実施要綱
- ・ 森林環境保全整備事業実施要領
- ・ 森林環境保全整備事業実施要領の運用
- ・ 森林居住環境整備事業実施要綱
- ・ フォレスト・コミュニティ総合整備事業実施要領
- ・ フォレスト・コミュニティ総合整備事業実施要領の運用
- ・ 里山エリア再生交付金実施要綱
- ・ 里山エリア再生交付金実施要領
- ・ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領
- ・ 道整備交付金交付要綱
- ・ 道整備交付金交付要領

(県の要領等)

- ・ 熊本県森林環境保全整備事業実施要領
- ・ 熊本県里山エリア再生交付金実施要領
- ・ 熊本県単県林道事業実施要領
- ・ 熊本県林道施設災害復旧事業実施要領

2 国の事業と県の事業との関係

平成19年4月現在の国の事業と県の事業との関係は以下のとおりとなっている。

県	国
市町村営林道開設事業・・・・・・・・	森林環境保全整備事業 (育成林整備事業、共生林整備事業) 道整備交付金(林道の開設)
市町村営林道改良事業・・・・・・・・	森林環境保全整備事業 (機能回復整備事業) 道整備交付金(林道の改良)
市町村営林道舗装事業・・・・・・・・	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 道整備交付金(林道の舗装)
フォレスト・コミュニティ 総合整備事業・・・・・・・・	里山エリア再生交付金 道整備交付金(林道の開設、改良)

3 新規路線計画時の留意事項

新規路線の計画に際しては、第2の1で記載した各事業の要綱、要領等を参照するほか、別紙チェックリスト（別紙1）を活用し、採択基準に合致するか等の確認を行うこと。

なお、新規路線計画については内容を十分に確認する必要があるため、新規路線の要望を行う場合は、事業実施前年度の7月末日までに計画承認申請書の添付資料（事業計画書等）を林業振興課に提出し、事前に協議を行うものとする。

第3 熊本県補助金等交付規則、熊本県林業関係補助金等交付要項及び熊本県林道事業補助要領記載上の注意

1 事業計画書の提出（事業計画承認申請）（熊本県林道事業補助要領第3の1）

補助対象経費及び補助率、交付率（以下「補助率等」という。）（交付要項第2条）

交付要項別表に掲げる補助対象経費は単年度毎に定められ、補助率等についても毎年度決定されるものであるから注意をすること。なお、補助率等は国費と県費を合計した率である。

離島振興対策実施地域、過疎地域、振興山村地域については、補助率等が他地域と異なるため、地域指定の有無は関係法令を参照のうえ誤りのないようにすること。

【事業計画承認申請書の記載要領】（補助要領別記様式1）

（1）事業計画承認申請書の提出期限は事業実施年度の前年度の9月30日までとする。

提出に際しては事業毎に提出することとし、以下の事業名とする。なお、新規路線については前年度の7月末日までに地域振興局を通じて林業振興課に必要書類を事前に提出し、協議を行うこと。

（事業名）

- ・市町村営林道開設事業
- ・市町村営林道開設事業（道整備交付金）
- ・市町村営林道改良事業
- ・市町村営林道改良事業（道整備交付金）
- ・市町村営林道舗装事業
- ・市町村営林道舗装事業（道整備交付金）
- ・フォレスト・コミュニティ総合整備事業（里山エリア再生交付金）
- ・フォレスト・コミュニティ総合整備事業（道整備交付金）

事業の再編等により事業名が変更となる可能性があるため、留意すること。

(2) 区分欄は、以下の別により記入する。

ア 市町村営林道開設事業・・・・・・・・・・「育成林整備」、「共生林」

イ 市町村営林道改良事業・・・・・・・・・・「幹線」、「その他」

ウ 市町村営林道舗装事業・・・・・・・・・・「幹線」、「その他」

エ フォレスト・コミュニティ総合整備事業・・・「森林管理道開設」、「森林管理道改良」、「用水施設」等

(3) 単価欄は事業費 / 延長で小数第 1 位を四捨五入し、単位止めとする。

(4) 事業費欄は、道整備交付金を含めた全体事業費（県指導監督費を含む額）を記入する。県指導監督費が分からない場合は、地域振興局を通じて林業振興課に確認すること。

(5) 事業計画承認申請書には実態調書、事業計画書（位置図、平面図を含む）写真、費用対効果算出資料（新規路線及び全体計画を変更する場合に限る）等を添付すること（別表 2 参照）

(6) その他必要に応じて説明資料を適宜添付すること。

(7) 提出方法等

実態調書、事業計画書及び位置図、その他説明資料をそれぞれ 1 部提出する。

提出に際しては、原則として紙面による提出に併せてデータも提出することとし、PDF 等のパソコン上で加工できないファイル形式での提出は不可とする。その際、位置図、平面図については、記載してある線や数値等が変更できるように極力パソコン上で作図を行うこと。また、写真についてもパソコン上で切り取り、貼り付け等の作業が行えるようなファイル形式にしておくこと。

なお、貼り付けを行う地図、写真等は、印刷を行った際に影響が出ない範囲でできる限りデータ容量を小さくすること。

(8) その他

申請書の提出に際しては、市町村財政担当部局と予算措置の確実性等について事前に協議のうえ、地域振興局を通じて林業振興課に提出すること。また、やむを得ず申請書提出後に延長、事業費等が変更になる場合は、速やかに連絡すること。

【実態調書、事業計画書の作成要領】

様式、記載方法は前年度の2月頃に行われる林野庁ヒアリング時の様式、記載方法に準じて作成するほか、次の点に留意すること（提出資料については別表2を参照）。

（1）共通事項

- ア 実態調書等の事業名には国の事業名を記載する。
- イ 箇所番号欄は記入しない。この欄には県としての統一番号を記入する。
- ウ 林道整理番号欄は、平成10年度作成の民有林林道網整備計画に記載されている路線の路線番号とする。
- エ 振興地域、過疎地域、半島地域、特定市町村等の指定状況欄は、山村振興法、過疎地域自立支援特別措置法等に基づく指定状況を確認し、記入する。
- オ 面積、蓄積欄は森林簿に基づき記入し、数値は小数点1位を四捨五入し、単位止めとする。
- カ 計画変更を予定している路線で、延長、全体事業費、利用区域等が変更になる路線については、変更後の費用対効果算出資料、計画変更箇所、内容等が説明できる資料を適宜添付する。
- キ 実態調書、事業計画書等の大きさはA4とする。

（2）林道開設

- ア 利用区域内森林整備予定箇所図面（縮尺1/5,000又は1/25,000）を添付する。
- イ 「平成 年度 森林整備等計画・実績管理表」を添付する。

（3）林道改良

ア 橋梁改良

橋梁改良のうち塗装は、現況写真、橋梁の種類、塗装の種類、塗装の回数、塗装の面積を明らかにした資料を添付する。

イ 局部改良

下記の資料に併せて、局部改良の必要性が分かるような資料を添付すること。

- ・ 勾配修正・・・・・・・・・・勾配修正箇所の縦断面図、平面図（既設線形を黒色で、計画線形を赤色とする）等を添付する。
- ・ 曲線修正・・・・・・・・・・同一図面に既設（黒色）及び計画（赤色）を記入した平面図等を添付する。
- ・ 排水施設の新設又は改築・・・流量計算書等の排水に関する資料、平面図等を

添付する。

- ・ 路側施設・・・・・・・・・・設置構造物の平面図、展開図（原形を明らかにすること）等を添付する。
- ・ 路床路盤の改良・・・・・・・・改良する路床路盤の横断面図及び延長、幅員を記入した平面図等を添付する。
- ・ 踏切道の構造改良・・・・・・・・改良する箇所をの平面図、縦横断面図等を添付する。

ウ 幅員拡張

改良箇所の幅員を記入した平面図、横断面図等を添付するとともに、幅員拡張の必要性が分かる資料を添付する。

エ 法面保全

計画箇所の平面見取図、展開図等を添付する。

(4) 林道舗装

ア 連坦計算表、連坦計算図を添付すること。

(5) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

ア 地区全体の位置図及び路線毎の位置図を添付すること。

イ 路線関係以外の事業（用水施設、集落排水施設、フォレストアメニティ等）がある場合は、各施設の位置図（配置図）を添付すること。

(6) 新規要望路線についての取扱い

新規要望路線については、上記(1)～(5)に記載する資料に併せて下記資料を提出すること。

ア 事業実施の必要性、緊急性を記載した理由書（様式任意）

イ 費用対効果算出資料

ウ 地域森林計画書の写し

エ 林道台帳の写し（既設路線の先線を新規開設する場合を含む）

オ 地権者の土地使用承諾書等の写し（個人情報のため、提出できる場合のみ）

カ 利用区域を明示した森林簿の写し（開設のみ）

キ 利用区域と線形を入れた航空写真（開設のみ）及び現況写真

ク 全体概略設計書

ケ 自然公園、希少な野生動植物等の生息区域等を明示した図面

コ 取付道路の実態を明らかにした書類、市町村道等台帳の写し（開設のみ）

サ 公道を廃道して実施する場合は、廃道に関する議会の議決書の写し（開設のみ）

シ 起終点に接続する道路の改良誓約書（開設のみ、必要に応じて）

ス 縦断勾配がおおむね7%を超えていることが分かる縦断図等（舗装のみ、必要に応じて）

セ 急カーブ区間、家屋等が位置している区間が分かる平面図等（舗装のみ、必要に応じて）

【位置図、平面図の作成要領】









前年度の2月頃に行われる林野庁ヒアリング時の記載方法に準じて作成するほか、次の点に留意して記載する。

(1) 林道開設

ア 林道区分、路線名を黒色で記載する。また、市場名(「市 km」)及び市場までの距離も記入する。

イ 起終点の接続道路名及び幅員を「市町村道 線 W = . m」の形で記入する。

ウ 下に示すような凡例を記入する。また、その他の区域(自然公園等)については必要に応じて凡例を追加し、図面上に明示すること。

凡 例	
民 有 林	
国 有 林	
官 行 造 林	
保 安 林	
既 設 林 道	
H 年度実施予定区間	
計画期間中開設予定区間	
計画期間外開設予定区間	

(2) 林道改良

林道開設の位置図、平面図の作成方法に準ずる。

(3) 林道舗装

林道開設の位置図、平面図の作成方法に準ずる。

(4) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

ア 路線関係以外の位置図、平面図には、事業箇所毎の実施(予定)年度、事業量等が分かるように適宜記載する。

イ その他路線関係については林道開設、林道改良の位置図、平面図作成要領に準ずる。

【写真の作成要領】

計画路線に対する事業の必要性、緊急性が十分に訴えられるような写真を添付できるように、写真撮影時には十分留意すること。

(1) 林道開設

以下の写真を実態調書に添付する。なお、写真撮影にあたっては必要に応じてスケール（ポール、箱尺等）を用いて計画内容と現地との対比ができるようにして撮影する。

- ア 開設する路線の全体がわかる写真（全景写真）を撮影し、計画線形を記入する（航空写真及び地上写真）。
- イ 当該路線の現況の起点、終点写真
- ウ 開設予定箇所（100mおきに撮影）の現況写真
- エ 主な構造物設置箇所の現況及び林相写真
- オ その他利用区域内の森林整備状況（未整備状況）、作業道等の接続状況等

(2) その他施設（作業ポイント、接続路）整備

整備する箇所毎に、整備前の状態が把握できるようにスケール（ポール、箱尺等）を用いて撮影する。なお、写真撮影位置が分かるように見取図も併せて添付する。

(3) 林道改良

以下の点に留意し、写真を撮影すること。

ア 橋梁改良の場合

旧橋の状態が分かるような写真を添付する。

イ 幅員拡張、局部改良の場合

改良前の路線の状態が把握できるようにスケール（ポール、箱尺等）を入れて撮影する。また、法面保全の場合は、法面の風化、亀裂の状況、転石の状況、法長等をスケール等（ポール、箱尺等）を入れて撮影し、改良を実施する必要性の分かる写真とすること。

(4) 林道舗装

路面洗掘、砂利の流出等の状況が把握できるようにスケール等（ポール、箱尺等）を入れて撮影し、舗装を実施する必要性の分かる写真とすること。特に採択基準に係るものについては詳細にわたり添付すること。

(5) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

- ア 路線関係以外のメニュー（用水施設、集落排水施設、フォレストアメニティ等）については、計画箇所の施設の規模、設置後の状況が分かるように必要に応じて写真に適宜記載する。なお、写真撮影位置が分かるように見取図も併せて添付す

る。

イ 路線関係については、各事業の作成要領に準ずる。

【費用対効果算出資料の作成要領】

費用対効果の算定については、林業振興課でE X C E Lファイルを作成しており、自動計算となっているが、下記事項に留意すること。

(1) 費用対効果の算定方法

林野庁が作成している「森林整備事業における事前評価マニュアル」及び林業振興課で作成している「費用対効果算定に関する留意事項」を参照のうえ、算定すること。

(2) 費用対効果算定における対象区域の考え方

上記算定時に考慮する便益に応じて対象とする区域が異なるため、「費用対効果算定における対象区域の概念図」を参照し、項目毎に入力する数値を決定すること。

(3) 各便益算定に用いる数値の決定について

数値の決定に際しては実態調書や森林整備計画表等と十分整合性を図っておくこと。また、各種資料を収集し、根拠を持った数値としておくこと。

(4) その他

ア 林業振興課にて作成している費用対効果算定のためのE X C E Lファイルはあくまでも参考であることから、計算式、計算結果については必ず確認を行うこと。

イ 上記ファイルは変更になる可能性があるため留意すること。

【単県林道事業の資料作成要領】

単県林道事業における事業計画承認申請書の提出（補助要領第3）は、熊本県単県林道事業実施要領第5の規定に基づく事業計画概要書の提出をもって代えることとしている。

（1）計画概要書別紙（別記第1号様式の2）

ア 事業区分の欄に「改良、舗装、林道化促進」の別を記入する。

イ 全体計画延長、全体事業費、利用区域等が変更になる路線については、計画変更箇所、内容等が分かる資料を適宜添付する。

ウ 改良の場合は、平面（見取）図、展開図等を添付し、平面図には全体計画延長、年度計画延長等を記載する。また、舗装、林道化促進の場合は平面図、標準図を添付し、平面図には全体計画延長、年度計画延長等を記載すること。

エ 新規路線の場合は、熊本県単県林道事業実施要領に基づく実態調書（別紙第3号様式の2）を添付すること。

（2）位置図、平面図

林道開設の位置図、平面図の作成要領に準ずる。

（3）写真

各事業の写真作成要領に準ずる。

（4）提出部数

事業計画概要書、位置図、平面図、写真を1部提出する。

2 補助金等交付申請（交付要項第3条、補助要領第4）

（1）補助金等交付申請書の記載方法（交付要項別記第1号様式）

ア 1事業、1交付決定を原則とするため、申請は事業ごとに行ない、路線ごととならないように注意する。なお、国庫補助金分と道整備交付金分、通常分と国債分等は別葉とする。

イ 事業名欄は、該当年度に補助要領第3の2の規定に基づき通知された事業名を記入することとし、道整備交付金に係る事業については、事業名の後に「(道整備交付金)」と記入する。

ウ 道整備交付金に係る事業については、「交付金交付申請書」とする。

エ 事業の目的は、「林道の開設(新設又は改築)」、「林道の改良」、「林道の舗装」、「用(排)水施設の整備」等と記入する。

オ 申請金額は事業の内容及び経費の配分の補助金、交付金(以下「補助金等」とする)の合計額を記入する。

（2）事業の内容及び経費の配分（補助要領別記様式3（その1））

ア 開設、舗装については箇所番号、工事番号は記入する必要はない。

イ 改良は箇所ごとに記入し、路線で計をとる。

ウ 1路線に複数の工区がある場合には工区ごとに記入し、路線で計をとる。

エ 事業費欄は補助、交付の対象となる市町村事業費を記入する。

オ 補助率等欄は、県費を含めた補助率等を記入する。

カ 施行主体負担額は補助残額、交付残額を記入する。

キ 工事雑費、事務雑費の合計額は、市町村事業費に対して「林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて(平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知)」により定められている率により算出した額の範囲内とする。

（3）収支予算書（交付要項別記第2号様式）

ア 収支予算書は申請ごとに1葉とする。

イ 区分欄には、以下の項目を記入する。

- ・収入・・・県補助金等、施行主体負担額、施行主体負担額内訳(一般歳入、起債、融資、負担金、その他)

- ・支出・・・工事請負費、測量試験費、立木補償費、工事雑費、事務雑費

ウ 施行主体負担額の内訳として記入する用語の意味は以下のとおりである。なお、受益者負担金がある場合は、これを一般歳入の中にもめるのではなく、負担金の欄に記入する。

- ・一般歳入・・・市町村において、用途の特定されない財源によって手当てしたものの。
- ・起債・・・・・・・・次年度以降の収入をもって償還する条件で、歳入の不足を補うために負担する債務のこと。
- ・融資・・・・・・・・施行主体が制度融資を利用して手当てしたものの。
- ・負担金・・・市町村において規定されている受益者負担金のこと。

工事雑費、事務雑費の計算例

「林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて(平成10年4月1日10林野政第152号)」より、指導監督費を除くと市町村事業費に応じて、下記の率が工事雑費、事務雑費を併せた率となる。

(市町村事業費)	(工事雑費・事務雑費を併せた率)
3,000万円まで	1,000分の40
3,000万円を超え5,000万円まで	1,000分の32.5
5,000万円を超え1億円まで	1,000分の22.5
1億円を超え3億円まで	1,000分の17.5
.....
例1)市町村事業費が2,500万円の場合の工事雑費、事務雑費の上限額	
$25,000,000円 \times 0.04 = 1,000,000円$	
例2)市町村事業費が4,500万円の場合の工事雑費、事務雑費の上限額	
$30,000,000円 \times 0.04 +$	
$15,000,000円 \times 0.0325 = 1,687,500円$	
例3)市町村事業費が7,500万円の場合の工事雑費、事務雑費の上限額	
$30,000,000円 \times 0.04 +$	
$20,000,000円 \times 0.0325 +$	
$25,000,000円 \times 0.0225 = 2,412,500円$	

(4) 実施設計書

補助金等交付申請書には実施設計書(設計書表紙、設計総括表、設計内訳表、直接工事費内訳表)を1部添付するものとする。

(5) 追加申請

年間の事業に対する補助金等の内示額の範囲内で補助金等を分割して申請する場合、又は同種の事業の内示額の追加に伴う追加申請をする場合は以下のとおり処理する。

ア 補助金等交付申請は既申請の追加変更とし、補助金等の交付決定も追加変更する

方法とする。よって、最終的に変更決定された額をもって1本の補助金等交付決定額とする。

イ 申請の様式は、交付要項別記第4号様式の補助金等変更申請書を準用し、変更理由に「分割申請のため」、あるいは「追加内示のため」と記入する。

ウ 補助金等交付申請書の添付書類は重要な変更に準ずる。

エ 変更事業計画書（補助要領別記様式3（その1））の記入方法

前回申請分については一括して「前回申請分」として前回申請合計から前回と今回に分けて申請する路線の前回申請分を差し引いた数量、金額を記入する。前回と今回に分けて申請する路線は下段に前回申請分、上段に今回申請分を記入する。また、前回申請分と今回申請分の計をとる。

3 補助金等交付決定前着工（補助要領第5）

（1）補助金交付決定前着工について

事業主体は、事業実施上やむを得ない理由により補助金等の交付決定前に事業に着工する必要がある場合は、補助金等交付決定前着工報告書を地域振興局に提出すること。

補助金等交付決定前着工は、特にやむをえない理由がある場合にのみ実施することとなっているため、着工理由は、具体的かつ詳細に記入する。

また、測量の実施のみに係る着工承認については、着工理由を「本年度工事に係る測量設計を実施するため」として届出を行ってよい。

（2）提出書類

提出の際には以下の書類を添付すること。

ア 補助金等交付決定前着工報告書

イ 予算書の写し（市町村の議会に提出する予算書の写しであり、補助金等交付申請書に添付する収支予算書ではない）。

4 事業計画の変更（交付要項第6条、補助要領第3の3）

（1）軽微な変更

- ア 交付要項別表の重要な変更該当しないものを軽微な変更とする。
- イ 変更設計時には、県の担当者と協議する。
- ウ 補助金等変更申請書（交付要項別記第4号様式）の添付書類として、変更設計書（設計書表紙、設計総括表、設計内訳表、直接工事費内訳表）、変更理由書（変更理由を説明する図面、写真等の資料を含む）を1部提出する。

（2）重要な変更

- ア 交付要項別表の重要な変更該当するものを重要な変更とする。
- イ 重要な変更を生じる場合にはすみやかに県と協議を行ない、補助金等変更申請書（交付要項別記第4号様式）を提出するものとする。なお、補助金等交付決定後の事業計画変更承認は補助金等変更決定で兼ねるものとする。
- ウ 計画変更の理由は具体的に記入し、説明資料、写真等を添付する（様式は任意）。
- エ 変更事業計画書（補助要領別記様式3（その1））は、変更前の部分を下段に、変更後の部分を上段にそれぞれ黒書きする。また、予定工期は変更後の工期を記入する。
- オ 補助金等変更申請書には交付要項別記第2号様式を変更収支予算書として添付するものとし、変更収支予算書は変更前の部分を下段に、変更後の部分を上段にそれぞれ黒書きする。
- カ 補助金等変更申請書の添付書類として、変更設計書（設計書表紙、設計総括表、設計内訳表、直接工事費内訳表）、変更理由書（変更理由を説明する図面、写真等の資料を含む）を2部提出する。ただし、特に知事が必要と認めるものについては変更設計書全て（明細表、単価表等を含めたもの）を添付する。

1 重要な変更の区分について

重要な変更には、適化法に基づく重要な変更（以下「補助金上の変更」とする。）と、森林法、森林・林業基本法に基づく重要な変更（内容は各事業の実施要領及び運用に記載、以下「計画上の変更」とする。）がある。

従って、計画上の変更該当しない場合でも、補助金上の変更該当する場合があるので注意すること。

例1）補助金交付決定後に不用額（30%以内の減）が発生した場合

補助金上の変更・・・該当 計画上の変更・・・非該当

例 2) 補助金交付決定後に補助金額に変更はないものの、事業量の 30 % を超える減が発生した場合

補助金上の変更・・・非該当 計画上の変更・・・該当

例 3) 補助金交付決定後にある路線で不用額 (30 % 以内の減) が発生し、同一市町村内の別の路線にて不用額分を増額した場合

補助金上の変更・・・該当 計画上の変更・・・非該当

例 4) 補助金交付決定後にある路線で不用額 (30 % 以内の減) が発生し、別の市町村にて不用額分を増額し、その結果別の路線の事業量の 30 % を超える増が発生した場合

補助金上の変更・・・該当 計画上の変更・・・非該当

2 重要な変更の種類について

計画上の変更には下記の変更があり、ここで記載しているのは、「補助金で取り組んでいる路線」についての「実施計画の重要な変更」である。詳細は後述する。

(1) 森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業 (里山エリア再生交付金) 等の補助金で取り組んでいる路線

- ・全体計画の重要な変更
- ・事業計画 (5 ヶ年) の重要な変更
- ・実施計画 (単年度) の重要な変更

(2) 道整備交付金で取り組んでいる路線

- ・地域再生計画の変更

5 補助金等交付申請の取り下げ（交付規則第8条、交付要項第7条）

熊本県補助金等交付規則第8条に基づく申請の取り下げは、その顛末を明確にするため文書により処理する。

また、交付申請の取り下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとなる（熊本県林業関係補助金等交付要項第7条）。事案が発生した場合は地域振興局を通じて林業振興課に事前に連絡をすること。

6 工事着工届（補助要領第6）

着工届には契約書の写しを添付し、発注単位毎に1部地域振興局に提出する。以下に注意して記入する（補助要領別記様式7）。

ア 事業名は補助金等交付申請書の事業名とする。

イ 事業の種類は、事業ごとに以下のとおり記入する。

市町村営林道開設事業・・・「林道開設」

市町村営林道改良事業・・・「林道改良」

市町村営林道舗装事業・・・「林道舗装」

フォレスト・コミュニティ総合整備事業・・・「林道開設」、「林道改良」、「集落林道開設」、「集落林道の改良」、「用（排）水施設の整備」等

ウ 工事番号、箇所は改良のみ記入する。

エ 施行方法は直営、請負のいずれかを で囲む。

オ 決定事業費は、補助金等交付決定に係る事業費を記入する。

カ 着工年月日は請負工事の場合、請負者から市町村へ届出のあった着工年月日を記入する。

7 遂行状況報告（交付規則 11 条、交付要項第 8 条）

この報告は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 12 条、「林業関係事業補助金等交付要綱」第 9 条、「道整備交付金交付要綱」第 12 条及び「補助事業等の実施について」(昭和 32 年 1 月 11 日付け 32 経厚第 17 号農林事務次官通達)に基づく報告であり、道整備交付金以外の事業については 10 月 31 日と 2 月 10 日現在の遂行状況、道整備交付金については 11 月 30 日現在の遂行状況について地域振興局を通じて林業振興課に報告する必要がある。

- (1) 遂行状況報告は実施率が 0 又は 100 パーセントであっても提出する。
- (2) 事業ごとに別葉とし、遂行状況報告内訳表（補助要領別記様式 9）に補助金等交付申請を行った全路線について記入する。
- (3) 記入注意
 - ア 事業名欄は交付要項別表の事業名を記入する。
 - イ 工事番号は改良のみ記入し、路線ごとに計をとる。
 - ウ 計画事業費欄は補助、交付対象事業費を記入する。
 - エ 出来高事業費欄は現場における出来高事業費と支出済事務費の合計額とする。
 - オ 進捗率欄には出来高事業費を計画事業費で除したものを記入する。
 - カ 工事費の支払状況欄には市町村において請負者に支払った金額を記入する。

8 工事完了届（補助要領第6） 検査要請等

（1）完了届

完了届（補助要領別記様式7）の記入方法は着工届に準ずるものとし、以下の書類を各一部添付し、地域振興局に提出する。

- ア 最終（変更）契約書の写し
- イ 市町村におけるしゅん工検査復命書の写し
- ウ しゅん工写真
- エ 最終（変更）設計書（設計書表紙、設計総括表、変更理由書、設計内訳表、直接工事費内訳表）の写し
- オ しゅん工検査写真
- カ 施工管理調書

なお、上記オ、カについては確認検査終了後、市町村へ返却される。

（2）確認検査要請

- ア 補助工事等の完了届提出に併せて、熊本県農政部・林務水産部所管補助工事等検査規程取扱要領第2条に基づき、補助工事等しゅん工確認検査要請書を地域振興局長に提出すること。
- イ 補助金等の交付の対象となる事業の設計額が2億円以上のものは確認検査が県庁農林水産部長となるため、留意すること（参考：熊本県地域振興局庶務規程）。

9 実績報告（交付要項第9条）

実績報告の記入方法は以下のとおりとし、地域振興局を通じて林業振興課に提出する（交付要項別記第8号様式）

- （1）事業名は、補助金等交付申請を行った事業名とする。
- （2）報告期限は、交付要項別表にある翌年度の5月20日（補助金等の金額が概算払により交付された場合）、補助事業等の完了の日から起算して20日を経過した日、又は3月20日のうち、いずれか早い期日までとする。
- （3）交付決定の日付及び番号は、最終の交付決定金額を交付した日付及び番号とする。
- （4）添付書類
 - ア 事業成績書
 - ・延長、事業費等は変更設計書と一致していること。
 - ・重要な変更を受けた路線は、備考欄に「平成 年 月 日付け林振第 号で重要承認済み」と記入する。
 - ・工期欄は実施着工年月日と実施しゅん工年月日を記入する。
 - イ 改良は箇所ごとに記入し、路線で計を取る。
 - ウ 変更設計書（設計書表紙、設計総括表、設計内訳表、直接工事費内訳表）、当初契約書写し、変更契約書写し、を2部添付する。

実績報告時における工事雑費、事務雑費の使途の確認について

工事雑費、事務雑費については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成10年4月1日10林野政第152号）」に定められている使途基準に基づき執行することとなっているため、工事雑費、事務雑費の使途及び適切な執行について事業主体の帳簿等を確認のうえ、実績報告書を提出すること。

なお、工事請負費、工事雑費、事務雑費以外（立木補償費等）についても同様とする。

10 補助金等の請求（交付規則第16条、交付要項第11条）

（1）精算払

精算払とは債権者と債権金額が確定したものに支払うものであり、補助金額の確定がなされた後でないと発生しない。

（2）概算払

概算払とは債権者は確定しているが、債権金額が未確定の場合において、あらかじめ一定の金額をその債権者に対し支払い、債権金額が確定したときに精算するものである。一般的に林道事業については額の確定が遅くなるので概算払で支払うことが多い。

（3）請求書提出月日

ア 精算払・・・補助金交付確定通知後すみやかに

イ 概算払・・・原則として9月1日から9月5日、12月1日から12月5日、2月1日から2月5日、3月1日から3月20日とする。これ以外に請求する必要を生じた時は協議するものとする。

（4）請求書の記入上の注意

金額は今回請求金額を記入する。

（5）請求書には請求金額内訳表（補助要領別記様式第10号）を添付すること。記入上の注意は以下のとおりとする。

ア 同一交付決定に基づくものは本表に列記し、合計をとる。なお、1路線の場合も添付すること。

イ 出来高は請求時点での出来高とするが、12月中と2月10日以降の請求についてはそれぞれ12月末日、3月末日の予想出来高と明記したうえでこれを記入する。

ウ 第3四半期までの請求額は上記出来高のうち支払いを必要とする補助金等相当額とし、摘要欄に算出基礎を明記する。

例：前払金 請負額×前払率×補助率＝概算払請求額

出来高払 出来高払金額×補助率×0.9＝出来高払請求額

前払＋出来高払 概算払請求額＋出来高払請求額（ただし補助金×0.9を超えない範囲とする。）

エ 完了予定年月日は概算払を行ううえでの重要な条件であるので、完了の目途を十分確認のうえ記入する。

オ 最下欄（空欄）は地域振興局において証明、確認をする欄である。

カ 地域振興局では、最下欄に証明又は確認をしたうえで林業振興課へ提出するものとする。

キ 上記カの場合は、地域振興局において確認検査実施済のときは当該検査員が証明するものとし、それ以外の場合は担当係長又は課長が確認するものとする。

- | | | | |
|-----|--------------------|--------|---|
| 例 1 | 上記のとおり相違ないことを証明する。 | 年 月 日 | |
| | 所属 | 検査員職氏名 | 印 |
| 例 2 | 上記のとおり確認しました。 | 年 月 日 | |
| | 所属 | 職氏名 | 印 |

1 1 繰越（交付規則第5条第1項（2））

【繰越の法律上の位置付け】

会計年度独立の原則、単年度主義の原則に基づき、一会計年度の歳出予算の経費の金額は、その年度内に使用し終わるべきものである。

（会計年度独立の原則）

財政法第12条

各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

財政法第42条

繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することが出来ない。・・・（以下略）

（単年度主義の原則）

憲法第85条

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

憲法第86条

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

繰越とは、特例的措置として年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を不用とせず、その歳出権を翌会計年度に繰り越して翌会計年度の歳出予算として使用できることとするもの。

なお、歳出予算の繰越は財政法第14条の3、第43条の3のどちらにも該当するが、入札、交付決定等を行うにあたって、あらかじめ年度内に事業が完了しないことが判明し、かつ繰越事由に該当する場合には、繰越明許費の翌年度に亘る債務負担の承認（以下「翌債承認」という。）によることが望ましいと考えられる。

（繰越明許費）

財政法第14条の3

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

(繰越明許費の翌年度に亘る債務負担)

財政法第 4 3 条の 3

各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内において、翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができる。

【繰越の手続き】

補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合において、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない(交付規則第 5 条第 1 項 (2))。

(1) 繰越承認申請

事業の性質又は現地の事業等により年度内に事業の終了が困難と認められ、やむを得ず繰越を要する場合は、様式 2 による補助事業等繰越承認申請書及び工事出来高部分認定調書(別記第 2 号様式)、繰越理由書(別記第 3 号様式) 各 2 部、位置図 3 部を 2 月 5 日までに提出すること。また、提出した繰越承認申請書の内容が変更になる可能性が生じた場合は、すみやかに林業振興課に連絡すること。

繰越の理由は以下によるものとし、以下に示す理由以外は認められない。また、必要に応じて資料を添付すること(H 1 8 . 4 現在)。

ア 計画に関する諸条件

必要に応じて地元、関係機関との調整の経緯が分かる資料を添付する。

イ 設計に関する諸条件

必要に応じて工法検討等に要した経過が分かる資料を添付する。

ウ 気象の関係

異常気象が証明できる資料を添付する。

エ 用地の関係

用地交渉の経緯が分かる資料を添付する。

オ 補償処理の困難

補償交渉の経緯が分かる資料を添付する。

カ 資材の入手難

資材経路が被災している場合等はその旨を位置図に記載する。

キ 試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

ク その他

具体的理由を記載した理由書、資料を添付する。

(2) 繰越事業費算定についての留意事項

繰越事業費決定にあつては以下の点に留意すること。

ア 市町村において繰越をするため、交付決定の変更はしない。

イ 繰越額は路線ごとに設定する。同一路線で工区に分割して契約しているものは、工区毎に繰越額を決定し、変更事業計画書で路線ごとに計をとる。

ウ 事業費の繰越額はできるだけ万円単位とし、国庫補助金等の繰越額は千円単位にする。

エ 原則として繰越額に対応する事務費（工事雑費、事務雑費）の額を繰越すものとする。

オ 人件費の繰越はしないこと。

(3) 事故繰越（事由発生後ただちに）

事故繰越は事業費のうち避けがたい事故のためその年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰越して使用することをいう。事故繰越の事務手続については繰越承認申請に準ずる。

(4) 繰越後の工期の延期について

林野庁の繰越承認後工期を延期する場合は、林野庁に申請を行う必要があるため、事前に林業振興課に協議を行うこと。

第4 林道の維持管理

1 民有林林道台帳

民有林林道台帳の整備、及び諸様式への記入方法については以下によるほか、この取扱いによる。

民有林林道台帳について（平成8年5月16日6林野基第158号）

民有林林道台帳作成の細部取扱いについて（平成8年5月16日8-2基盤整備課長通知）

民有林林道台帳の調製について（平成8年7月24日8-3基盤整備課長通知）

（1）林道管理者は、管理を行っている林道について、変動の有無にかかわらず副本2部を毎年度6月1日までに地域振興局を通じて林業振興課に提出すること。

（2）現況一覧表

ア 市町村の計をとる。（路線数、延長）

イ 併用林道について（経過表も同様の方法で記載する）

併用林道は国有林が開設した林道（以下「国有林林道との併用」という。）と、民有林で開設した林道（以下「民有林林道との併用」という。）に区分するものとし、次により記入する。

- ・国有林林道との併用は協定書に基づく全体区間延長を（）書きで記入し、管理区間の延長を上段に 印を付して併記する。この場合、上段及び下段の延長は現況延長欄には算入しない。
- ・民有林林道の併用は協定書に基づく全体区間延長を（）書きで記入し、管理区間の延長を上段に 印を付し併記する。この場合、下段の延長は現況延長欄に算入する。
- ・併用林道の場合は、協定書の写しを添付する。

（3）総括表

ア 「台帳整理番号」は、各市町村における通し番号を記入する。

イ 「林道網記入番号」は、平成10年度作成の民有林林道網整備計画の路線番号を記入する。新規路線等の場合は必要に応じて地域振興局を通じて林業振興課に確認すること。

（4）平面見取図

民有林林道台帳作成要領に基づき記入するが、線形、位置等がわかりにくいので5千分の1の縮尺の森林基本図をもとに拡大、縮小した図をベースにし、その上に必要事項を記入する。

(5) 林道位置図

5万分の1の地形図をベースにし、1市町村分をまとめて記入する。

2 林道への編入

熊本県では林野庁が定める林道規程を基に、「熊本県林道編入要領」を制定しており、本要領に基づき林道への編入を実施すること。

(参考)

熊本県林道編入要領

第1 趣旨

近年、森林の持つ多面的機能の高度発揮が期待され、そのための森林整備の重要性が高まっている。そのような中、林道はもとより森林整備の効率的な実施に欠かせない作業道等による林内道路新設が多くなり、作業道等を抜きにした森林、林業経営は困難となっている。

作業道等は原則として永久道路としての管理は考えられていないが、実態としては林道を補完し、将来にわたって道路として維持管理を行うことが効率的な森林整備の推進、地域林業の振興に寄与すると考えられる場合があるため、そのような作業道については林道として管理することが必要となっている。

そこで、林道として管理するためには林道台帳に登載する必要があることから、本要領により作業道等が林道として必要な条件を充たしているかどうかの審査基準等を定めるものである。

第2 審査基準

林道台帳に登載されると改築、改良、舗装、林道施設災害復旧事業等が国庫補助事業、交付金事業(以下「補助事業等」とする)の対象として計画されることが予想されるため、以下の条件を具備していることとする。

- (1) 地域森林計画に「開設すべき林道」として登載されている路線、民有林林道網整備計画に登載されている路線であること。
- (2) 保安林等許認可事務が必要な路線については諸手続が完了していること。
- (3) 国、県の補助金、交付金(以下「補助金等」とする)を受けて作業道等を開設したものは、その補助金等の目的を達成した後であり、目的外使用について補助金等を主管する知事等の承諾を得たもの。
- (4) 自力施工により開設した作業道等については、概ね5年を経過していること。
- (5) 開設後、作業道等が国、県の補助金等を受けずに良好な維持管理が行われていること。
- (6) 規格構造が林道規程(平成14年3月13林整第812号林野庁長官通知)に

適合していること（別表１）。

第３ 協議等

既設作業道等の林道への編入に際しては次の関係書類を作成し、所管の地域振興局長（以下「局長」とする）を経由して知事に協議を行うものとする。

- （１）林道への編入協議書（第１号様式）
- （２）路線の実態調査書（第２号様式）
- （３）道路開設後の維持管理経費投入状況表（第３号様式）
- （４）保安林等許認可事務の伴う路線では、その許認可証の写し
- （５）補助事業等で開設した場合、目的外使用に対する知事等の承諾書
- （６）平面図、縦断図、横断図、位置図（国土地理院発行の５万分の１地形図）及び、森林計画図（林班入り）に利用区域を図示したもの。
- （７）路線の状況写真（幅員、曲線半径、縦断勾配等が確認できるようにスケール等を当てて撮影する）

第４ 副申

前項の規定に基づく協議書を受理した局長は現地及び関係書類を調査し、内容が適切と認められる場合には調査報告書（第４号様式）を添付して知事に副申するものとする。

第５ 同意

知事は協議書を受理し、審査の上、内容が適切と認められる場合はこれを同意し、その旨を市町村長に通知するものとする。

第６ 林道台帳への登載

市町村長は、前項の規定に基づく同意書の通知があった場合は民有林林道台帳作成要領（平成１５年１０月９日付け１５林整整第４５０号）に基づき、速やかに林道台帳に登載するものとする。

第７ その他

本要領で記載している「作業道等」とは、道路台帳に登載された道路、農道台帳に登載された農道、既に林道台帳に登載されている林道以外の道路を指すものとし、それら道路、農道、林道については林道への編入の対象としない。

なお、補助事業等を受けて開設した路線、林道に係る地方債の起債により事業を実施し

た路線以外のものは、本要領に基づき林道への編入手続きを実施するものとする。

(付 則)

(昭和56年 9月 4日 林土第890号)

この審査基準は、昭和56年 9月 4日から施行する。

(昭和59年 5月 8日 林土第184号)

この審査基準は、昭和59年 5月 8日から施行する。

(昭和63年10月25日 林振第843号)

この審査基準は、昭和63年10月25日から施行する。

(平成18年 1月26日 林振第996号)

この要領は、平成18年 2月 1日から施行する。

なお、昭和63年10月25日付け林振第843号で通知した審査基準は廃止する。

3 林道の転用等が行なわれる場合の取扱い

補助金（交付金）が交付された林道について補助金等交付の年度の翌年度から起算して8年以内にその全部又は一部を転用し、若しくは用途変更し、又は補助目的を達成することが困難となった時は補助金（交付金）の全部又は一部を返還しなければならない可能性がある。

林道の転用若しくは用途を変更する場合は、林野庁長官へ報告し、指示を受けなければならない。よって、「林道の転用等が行われる場合の取扱いについて（昭和49年6月27日49林野道第150号林野庁長官通知）」の様式を準用し、地域振興局を通じて林業振興課へ報告すること。

ただし、8年以上経過した林道及び補助金を受けずに開設された林道の転用等については次の取扱いによることとする。

林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更した場合には、様式6によりすみやかに地域振興局を通じて林業振興課に報告するとともに、林道台帳を調整するものとする。

なお市町村営林道改良事業、市町村営林道舗装事業等の補助事業等実施路線については事業実施の翌年度中の転用若しくは用途変更は行なわないこととする。

参考

林振第 8 3 9 号
昭和 6 3 年 1 0 月 2 4 日

各県事務所長殿

林務水産部長

林道の転用等が行われる場合の取扱いについて（通知）

このことについては、昭和 4 9 年 6 月 2 7 日付け 4 9 林野道第 1 5 0 号の同名の通達で示されているとおり、補助金が交付された林道について補助金交付の年度の翌年度から起算して 8 年以内にその全部又は一部を転用し、若しくは用途変更し、又は補助目的を達成することが困難となった時は補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合がでてくる。

従って、同様な条件で林道の転用若しくは用途変更する場合は、林野庁長官へ報告し指示を受けなければならない。よって、通達の様式を準用し知事へ報告すること。

ただし、8 年以上経過した林道及び補助金を受けずに開設された林道の転用等については次の取扱いによることとする。

林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更した場合には別記様式によりすみやかに知事に報告するとともに林道台帳を調整するものとする。

また、林道改良事業、林道舗装事業等の補助事業実施路線については事業実施の翌年度中の転用若しくは用途変更は行なわないこととする。

なお、貴管内の市町村、森林組合への指導をよろしくお願いします。

4 通行事故報告

通行事故報告については林野庁に報告する必要があるため、下記事項に留意し、毎年度4月20日までに前年度分を様式6により報告すること。

なお、重大事故（死亡事故等）が発生した場合は、様式7によりその都度地域振興局を通じて林業振興課に報告すること。

（1）通行事故報告記載時の留意事項

ア 区分の異なる（業務、業務外、林業関係、レクリエーション等）車両同士あるいは車両対人等の事故については、過失割合の大きい方の区分に含めること。

イ 地元とは、当該林道の利用区域に関係する市町村に居住しているものをいう。

ウ 事故原因が重複する場合には、主たる原因で記載すること。

エ 気象関係は雨・雪によるスリップ、霧による見通し不良事故をいう。

オ 落石は、落石が通行中の人車に直接当たって起こした事故をいう。

カ 路肩決壊は、通行車両の荷重により路肩が決壊して起こした事故をいう。

キ その他は、次の例により状況を付記すること。

例1 落石や土砂に乗り上げたもの

例2 過積のため横転したもの

例3 自動車が石をはねて物損・人身事故を起こしたもの

ク 補償費は林道管理者が設置又は管理責任を問われ支払った賠償金、示談金等のことであり、交通災害保険でまかなわれたものを含む。

ケ 当期以前の事故に係る補償額を支払った場合は、（ ）外書きすること。

コ 死亡事故が発生した場合、事故発生後、林道管理者が事故防止策として具体的にを行った内容について、任意の様式により毎年度取りまとめて報告すること。

第5 その他

1 路線計画の重要な変更協議

路線計画の重要な変更には、全体計画の重要な変更（全体計画の変更）、事業計画の変更（5ヶ年計画の変更）のほか、変更交付申請を行う事前に実施計画の変更（単年度計画の変更）を行う必要がある。

また、地域再生計画に基づき道整備交付金にて事業を実施している路線については、地域再生計画の変更、変更交付申請の手続きが必要となる。

ここでは、各事業における変更協議事項を記載する。

（1）森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業で開設を実施している路線

ア 全体計画の重要な変更

以下の項目に該当する場合は路線全体計画の重要な変更を行う必要があるため、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書及び関係書類を添付して、林業振興課に協議を行うこと。

事業主体の変更

林道の区分の変更

利用区域内森林面積及び蓄積の変更（開設効果指数の変更を含む。ただし地域森林計画の樹立又は変更に伴う数値の変更は除く）

開設予定路線の起点及び終点の変更

路線の平面線形の移動幅が100mを超える変更

路線の縦断勾配が測点間ごとに5%を超える変更

全体計画延長の30%を超える増減

車道幅員の変更（曲線修正と同時に行われる曲線部の拡幅を除く）

トンネル、長大の橋梁又は片栈橋（おおむね50m以上）、ロックシェッド、スノーシェッド等の特殊構造物の新設又は廃止

全体計画事業費の30%を超える増減

全体計画期間の延長に係る変更

その他

イ 事業計画の重要な変更

5ヶ年計画で上記アの項目及び以下の項目に該当する場合は、市町村森林整備事業計画及び森林居住環境整備事業計画書の変更を行う必要があるため、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書及び関係書類を添付して、林業振興課に協議を行うこと。ただし全体計画の変更を併せて行う場合は、変更理由書を省略することが

できる。

森林管理道の開設延長の3割を超える増減

ウ 実施計画の重要な変更

単年度毎の実施計画で以下の項目に該当する場合は、補助金の変更交付申請を行う前に林野庁と協議を行う必要があるため、関係書類を添えて林業振興課に協議を行うこと。

実施主体の変更

施行の中止又は廃止

路線の開設に関して次に該当するもの

- ・ 施行路線毎の施行延長の30%を超える減少
- ・ 施行路線の位置の変更
- ・ 施行路線の車道幅員の変更(曲線修正と同時に行われる曲線部の拡幅は除く)
- ・ 施行路線毎の事業費の30%を超える増減
- ・ トンネル、橋梁(橋長がおおむね50m以上の橋梁、片栈橋)、ロックシェッド、スノーシェッド等の特殊構造物の新設又は廃止

その他必要のあるもの

(2) 森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業で改良を実施している路線

ア 全体計画、事業計画の重要な変更

以下の項目に該当する場合は路線全体計画の重要な変更を行う必要があるため、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書及び関係書類を添付して、林業振興課に協議を行うこと。

事業主体の変更

施行予定箇所の廃止又は追加

改良区分の変更

橋梁の架け替え、曲線修正等の改良内容の変更

改良内容に係る工種の変更

全体計画事業費の30%を超える増減

その他必要のあるもの

イ 実施計画の重要な変更

単年度毎の実施計画で以下の項目に該当する場合は、補助金の変更交付申請を行う前に林野庁と協議を行う必要があるため、関係書類を添えて林業振興課に協議を行うこと。

実施主体の変更
改良区分の変更
橋梁の架け替え、曲線修正等の改良内容の変更
改良内容に係る工種の変更
改良箇所1箇所に係る実施計画事業費の30%を超える増減
その他必要のあるもの

(3) 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業で舗装を実施している路線

ア 全体計画の重要な変更

以下の項目に該当する場合は路線全体計画の重要な変更を行う必要があるため、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書及び関係書類を添付して、林業振興課に協議を行うこと。

事業主体の変更
施行路線の変更
施行路線毎の施行延長の30%を超える減少
施行路線毎の事業単価の30%を超える増加

イ 実施計画の重要な変更

単年度毎の実施計画で以下の項目に該当する場合は、補助金の変更交付申請を行う前に林野庁と協議を行う必要があるため、関係書類を添えて林業振興課に協議を行うこと。

施行路線毎の事業費の30%を超える増減

(4) 道整備交付金で開設、改良、舗装を実施している路線

ア 地域再生計画の変更

以下の項目以外の変更に該当する場合は、地域再生計画を変更する必要があるため、関係書類を添えて毎年度12月31日までに林業振興課に協議を行うこと(路線を追加する場合を含む)。

また、以下の項目に該当する場合においても内閣府に情報提供を行う必要があるため、林業振興課に連絡を行うこと。

地域の名称の変更
地番の変更に伴う範囲の変更
施設毎の整備量の2割以内の増減
交付金の種類毎の事業費の2割以内の増減

イ 交付金の変更交付申請

以下の項目以外の変更に該当する場合は、交付金の変更交付申請を行う必要があるため、交付要項第6条に基づく補助金等変更申請書を提出すること。

事務費から工事費への流用

工事費のうち、工事雑費から工事雑費以外への流用

施工延長の著しい増減（3割の増減）を生じない事業内容の変更

(4) 路線計画の重要な変更協議における提出書類等

路線計画の重要は変更手続きを行う際には以下の資料を提出すること。なお、提出時期については上記(1)～(3)に記載のない限りは、重要な変更手続きが必要であることが分かり次第速やかに林業振興課に相談すること。

ア 重要変更協議書（様式1）

イ 実態調書、事業計画書

ウ 変更の必要性が説明できる図面、写真

エ 変更設計書（概略設計書を含む）

オ その他

全体計画延長、事業費を残して路線を終了する場合も全体計画延長及び事業費の変更（重要な変更）に該当するので、協議書を提出すること。

2 設計書の審査

市町村営事業に係る設計図書の審査については、補助金等交付申請書提出時に地域振興局で行なうほか、森林環境保全整備事業実施要領の運用3の(2)及び森林居住環境整備事業実施要領の運用7の規定に基づき県庁及び林野庁による設計協議を行なっている。ここで設計協議が必要と認められるものとは、単価が高い路線、特殊構造物の計画がある路線等である。

しかし、できるだけ早い時期に審査を行なう方が修正等の作業が容易であるので、設計図の原図ができた時点で地域振興局において図面の審査を行なうこととする。審査図面等は平面図、縦断図、横断図、標準図、展開図、路線を入れた5千分の1地形図、その他必要な図面及び数量計算表とする。

別表1 林道編入のための審査基準、内容等

区分	自動車道1級(1車線)		自動車道2級		自動車道3級	備考
1 設計速度	30km	20km	30km	20km	20km	
2 幅員	4.5～5.0m	4.5～5.0m	3.5～4.0m	3.5～4.0m	2.4～3.0m	
3 車道幅員	4.0m	4.0m	3.0m	3.0m	2.0又は1.8m	
4 路肩幅員	0.5(0.25)m	0.5(0.25)m	0.5(0.25)m	0.5(0.25)m	0.5又は0.3(0.25)m	
5 建築限界						建築限界が確保されているか
6 曲線半径	30(20)m以上	15m以上	30(20)m以上	15(12)m以上	15(6)m以上	最小曲線半径を満たさない場合、標識、カーブミラー等が設置されているか
7 曲線部片勾配	8%以下	8%以下	8%以下	8%以下	8%以下	
8 拡幅						林道規程の拡幅量が確保されているか
9 緩和区間	8m	8m	8m	8m	4m	
10 視距	30(15)m以上	20(15)m以上	30(15)m以上	20(15)m以上	20(15)m以上	
11 縦断勾配	9(12)%以下	9(14)%以下	9(12)%以下	9(14)%、 100m以内に限り 16%以下	9(14)%、 100m以内に限り 18%以下	利用形態が専ら森林施業の場合 3級 設計速度20km 9%を7%に読替える 加えて舗装等を実施している場合 1級 設計速度20km 9%を12%に読替える 2級 設計速度20km 9%を12%に読替える
12 縦断曲線	R=250m以上	R=100m以上	R=250m以上	R=100m以上	R=100m以上	
13 縦断曲線長	30m以上	20m以上	30m以上	20m以上	20m以上	
14 横断勾配	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	舗装道の場合は1.5%以上2.0%以下とする
15 合成勾配	12(14)%以下	12(14)%以下	12(16)%以下	12(16)%以下	12(18)%以下	
16 鉄道との平面交差						交差角、見とおし区間等の基準を満たしているか
17 切土勾配等			切土3～8分 盛土 1割2分～1割5分	切土3～8分 盛土 1割2分～1割5分	切土3～8分 盛土 1割2分～1割5分	
18 排水施設等						設置位置、構造等が適切か
19 待避所間隔	300m以内	300m以内	500m以内	500m以内	500m以内	設置間隔、構造等が適切か
20 車廻し						構造等が適切か

- 1 本表は、林道規程(平成14年3月13林整整第812号林野庁長官通知)に基づき作成したものである。
- 2 軽車道、単線軌道は原則として林道に編入しない。
- 3 本表の()内の数値は、やむを得ない場合に適用する。

区分	項目		ヒアリング時 提出資料		備考
	林野庁様式 番号	名称	計画承認申請時 添付資料	林野庁 ヒアリング	
共通事項	様式3	全体計画の重要な変更協議			ヒアリング時に 重変を行う場合に作成
	様式4	中止路線調書			必要に応じ作成
	様式5	休止路線調書			必要に応じ作成
新規 路線審査	様式6-1 様式6-2	開設関係路線審査表(公共)			新規路線がある場合
	様式7	改良全体計画審査表(公共)			新規路線がある場合
	様式8	農免舗装事業路線審査表(公共)			新規路線がある場合
		その他必要な資料(図面・写真等)			新規路線がある場合
新規 地区審査	様式活用1	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 地区ヒアリング審査表			新規地区がある場合
	様式活用2	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 事業計画総括表			新規地区がある場合
	様式里山1	里山エリア再生交付金 地区ヒアリング審査表			新規地区がある場合
	様式里山2	里山エリア再生交付金 事業計画総括表			新規地区がある場合
		その他必要な資料(図面・写真等)			新規地区がある場合
市町村管林 道開設		実態調書(路線関係分)			データも併せて提出
	運用様式 第4号	森林環境保全整備事業 (道整備交付金含む) 路線全体計画書			データも併せて提出
	運用様式 第5号	森林環境保全整備事業 (道整備交付金含む) 事業計画書(5ヶ年分)			データも併せて提出
	運用様式 第6号	森林環境保全整備事業 (道整備交付金含む) 実施計画書			データも併せて提出
	図面関係	様式4～6に対応(一本化したもの1枚)した 位置図・平面図、縦断図・横断図			位置図、平面図については データも併せて提出 (加工できる形式)
	写真関係	起点、終点状況、利用区域内森林状況(整備、未整備)、森林整備作業状況、開設予定箇所状況、その他必要写真			データも併せて提出 (加工できる形式)
	その他	・地域森林計画書写し ・林道台帳写し ・費用対効果算出資料 (数値が確認できるもののみで可) ・森林整備管理表			継続路線の場合
	その他	・地域森林計画書写し ・費用対効果算出資料 ・森林整備管理表 ・林道台帳の写し(先線開設の場合) ・土地使用承諾書等の写し ・利用区域、線形、森林整備予定区域、等高線等を入れた森林計画図(1/5,000) ・利用区域を明示した森林簿の写し ・利用区域、線形を入れた航空写真 ・全体概略設計書 ・自然公園、希少な野生動植物等の生息区域等を明示した図面 ・起終点に接続する道路等の台帳 ・廃道に関する議会の議決書(必要に応じて) ・起終点に接続する道路等の改良誓約書(必要に応じて)			新規路線の場合

別表2

路線計画、施設計画関係提出資料一覧

(平成19年4月現在)

区分	項目		ヒアリング時提出資料		備考
	林野庁様式番号	名称	計画承認申請時添付資料	林野庁ヒアリング	
市町村営林道改良		実態調査(路線関係分)			データも併せて提出
	運用様式第4号	森林環境保全整備事業(道整備交付金含む)路線全体計画書			データも併せて提出
	運用様式第5号	森林環境保全整備事業(道整備交付金含む)事業計画書(5ヶ年分)			データも併せて提出
	図面関係	様式4～6に対応(一本化したもの1枚)した位置図・平面図、縦断面図・横断面図・展開図等			位置図、平面図、展開図についてはデータも併せて提出(加工できる形式)
	写真関係	起点、終点状況、法面状況(法面保全の場合)、その他必要写真			データも併せて提出(加工できる形式)
	その他	・地域森林計画書写し ・林道台帳写し ・費用対効果算出資料(数値が確認できるもののみで可)			継続路線の場合
	その他	・地域森林計画書写し ・費用対効果算出資料 ・林道台帳の写し ・土地使用承諾書等の写し(必要に応じて) ・全体概略設計書 ・自然公園、希少な野生動植物等の生息区域等を明示した図面(必要に応じて)			新規路線の場合
市町村営林道舗装		実態調査(路線関係分)			データも併せて提出
	運用様式第4号	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業(道整備交付金含む)(林道舗装事業)路線全体計画書			データも併せて提出
	図面関係	様式4～6に対応(一本化したもの1枚)した位置図・平面図、縦断面図・横断面図			位置図、平面図についてはデータも併せて提出(加工できる形式)
	写真関係	起点、終点状況、路面状況(50mおき程度)、路面洗掘状況(4枚以上)、その他必要写真			データも併せて提出(加工できる形式)
	その他	・連担計算書 ・地域森林計画書写し ・林道台帳写し ・費用対効果算出資料(数値が確認できるもののみで可)			継続路線の場合
	その他	・連担計算書 ・地域森林計画書写し ・費用対効果算出資料 ・林道台帳の写し ・土地使用承諾書等の写し(必要に応じて) ・全体概略設計書 ・自然公園、希少な野生動植物等の生息区域等を明示した図面(必要に応じて)			新規路線の場合
	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 (地区関係)		実態調査(地区全体事業分)		
要領様式第1号		里山エリア再生計画概要書 様式内に地区指定の必要性を記載			新規地区の場合
要領様式第2号		里山エリア再生計画書			新規地区の場合
図面関係(地区関係)		位置図、平面図、その他計画内容が分かる図面			データも併せて提出(加工できる形式)
写真関係		計画内容、必要性等が分かる状況写真(必要に応じて)			データも併せて提出(加工できる形式)
その他		計画内容、必要性等が分かる状況写真(必要に応じて)			新規地区の場合
フォレスト・コミュニティ総合整備事業 (森林管理道開設)		実態調査(路線関係分)			データも併せて提出
	運用様式第4号	里山エリア再生交付金路線全体計画書			データも併せて提出
	運用様式第5号	里山エリア再生交付金事業計画書(5ヶ年分)			データも併せて提出

区分	項目		ヒアリング時 提出資料		備考
	林野庁様式 番号	名称	計画承認申請時 添付資料	林野庁 ヒアリング	
(集落林道 開設)	運用様式 第6号	里山エリア再生交付金 実施計画書			データも併せて提出
	図面関係 (路線関係)	様式4～6に対応(一本化したもの1枚)した 位置図・平面図、縦断面図・横断面図			位置図、平面図については データも併せて提出 (加工できる形式)
	写真関係	起点、終点状況、利用区域内森林状況(整備、未整備)、森林整備作業状況、開設予定 箇所状況、その他必要写真			データも併せて提出 (加工できる形式)
	その他	・地域森林計画書写し ・林道台帳写し ・費用対効果算出資料 (数値が確認できるもののみで可) ・森林整備管理表			継続路線の場合
	その他	・事業の重要性、緊急性を整理した書面 ・当該事業で実施する必要性を整理した書面 ・地域森林計画書写し ・費用対効果算出資料 ・森林整備管理表 ・林道台帳の写し(先線開設の場合) ・市町村道路台帳の写し(市町村道を改良する 場合) ・土地使用承諾書等の写し(必要に応じて) ・利用区域、線形、森林整備予定区域、等高 線等を入れた森林計画図(1/5,000) ・利用区域を明示した森林簿の写し ・利用区域、線形を入れた航空写真 ・全体概略設計書 ・自然公園、希少な野生動植物等の生息区域 等を明示した図面(必要に応じて) ・起終点に接続する道路等の台帳 ・廃道に関する議会の議決書(必要に応じて) ・起終点に接続する道路等の改良誓約書(必 要に応じて)			新規路線の場合

別表2

路線計画、施設計画関係提出資料一覧

(平成19年4月現在)

区分	項目		ヒアリング時提出資料		備考
	林野庁様式番号	名称	計画承認申請時添付資料	林野庁ヒアリング	
フォレスト・コミュニティ総合整備事業 (森林管理道改良) (集落林道改良)	運用様式第4号	里山エリア再生交付金事業 路線全体計画書			データも併せて提出
	運用様式第5号	里山エリア再生交付金 事業計画書(5ヶ年分)			データも併せて提出
	図面関係	様式4～6に対応(一本化したもの1枚)した 位置図・平面図、縦断面図・横断面図・展開図等			位置図、平面図、展開図 についてはデータも併せて提出 (加工できる形式)
	写真関係	起点、終点状況、法面状況(法面保全の場合)、 その他必要写真			データも併せて提出 (加工できる形式)
	その他	・地域森林計画書写し ・林道台帳写し(林道整備の場合) ・費用対効果算出資料 (数値が確認できるもののみで可)			継続路線の場合
	その他	・地域森林計画書写し ・費用対効果算出資料 ・林道台帳の写し ・土地使用承諾書等の写し(必要に応じて) ・全体概略設計書 ・自然公園、希少な野生動植物等の生息区域 等を明示した図面(必要に応じて)			新規路線の場合
フォレスト・コミュニティ総合整備事業 (施設整備)		実態調査(施設関係分)			データも併せて提出
	図面関係	位置図、平面図、構造図			位置図、平面図については データも併せて提出 (加工できる形式)
	写真関係	既施設と当該年度に設置予定施設の全景及 び近景、その他必要写真			継続箇所の場合 データも併せて提出 (加工できる形式)
	写真関係	施設を設置する必要性を説明できる写真 整備予定箇所の全景及び近景			新規施設の場合
	その他	・費用対効果算出資料 (数値が確認できるもののみで可)			継続箇所の場合
	その他	・事業の重要性、緊急性を整理した書面 ・当該事業で実施する必要性を整理した書面 ・他事業での実施する場合の採択要件(他事業 実施要領等の写し) ・構造及び規格の算出根拠(運用に定めら れた算出結果資料) ・費用対効果算出資料 ・土地使用承諾書等の写し(必要に応じて) ・全体概略設計書 ・自然公園、希少な野生動植物等の生息区域 等を明示した図面(必要に応じて)			新規施設の場合

熊本県市町村営林道事業事務取扱いの手引き

様式集

- 様式 1 林道事業計画の重要な変更の協議について（全体計画・5ヶ年計画変更協議添付資料）
- 様式 2 林道事業計画の重要な変更の協議について（事業計画変更協議添付資料）
- 様式 3 繰越承認申請書様式
- 様式 4 工事出来形部分認定調書（繰越承認申請書添付資料）
- 様式 5 繰越理由書（繰越承認申請書添付資料）
- 様式 6 林道の転用（用途変更）等の報告様式
- 様式 7 民有林林道における通行事故報告様式（毎年度報告分）
- 様式 8 民有林林道における通行事故報告様式（重大事故）

(様式1)

林道事業計画の重要な変更の協議について

事業名:

路線名:

施工主体:

協議の種類:

協議	平成 年 月 日
整備課	
熊本県	

区分	実施計画	変更計画

変更理由

持参資料

(注)本表は、全体計画の変更、事業計画(5ヶ年)の変更時に用いる。

(様式3)

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

住所
申請者氏名
氏名

平成 年度 事業繰越承認申請書

平成 年 月 日付け林振第 号で補助金交付決定の通知のあった 事業
について、別紙理由書に記載した理由により、事業の年度内完了が困難となったので
下記のとおり事業の繰越を承認されたく関係書類を添えて申請する。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 事業の繰越を必要とする金額 | 円 |
| 2 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 事業の内容及び経費の配分 | |
| 4 事業繰越理由 | |
| 5 その他添付書類 | |

(注意)

- (1) 繰越承認申請書は、交付決定に係る事業別に作成すること。
- (2) 「事業の内容及び経費の配分」は補助要領別記様式3を準用して作成することとし、上段に全体、中段に年度内実施分、下段に繰越分と3段書きにする。
- (3) 添付書類は繰越理由書(別記第4号様式の3)、当該路線の5万分の1の位置図(資材搬入経路を朱書きする。)、工事請負契約書写しその他必要と認められる書類を添付する。

(様式5)

繰越理由書

事 項	事 業 概 要	当初及び変更計画	事 由

(様式6)

平成 年 第 月 号
日

熊本県知事 様

報告者氏名

林道の転用(用途変更)等の報告について

このことについて、 管理の林道 の全部(一部)を下記のとおり転用(用途変更)しましたので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 幅員 m、延長 , m
- 2 転用(用途変更)延長 , m、残延長 , m
- 3 転用(用途変更)の目的
- 4 転用(用途変更)後の利用区域面積 ha

添付書類

- (1) 林道位置図(5万分の1)
- (2) 転用(用途変更)前の林道台帳の副本2部
- (3) 転用(用途変更)後の林道台帳の副本2部(一部転用の場合)
- (4) 利用区域図(5千分の1)、一部転用の場合)
- (5) 議会の議決書の写し

(様式7)

平成 年度民有林林道における通行事故報告

市町村名 _____

1 事故件数と死傷者数

(単位:事故件数は件、死傷者数は人)

区 分	地 元					地 元 以 外					計				
	A 事故 件数	B 死 亡	C 重 傷	D 軽 傷	E B + C + D 死 傷 者 計	A 事 故 件 数	B 死 亡	C 重 傷	D 軽 傷	E B + C + D 死 傷 者 計	A 事 故 件 数	B 死 亡	C 重 傷	D 軽 傷	E B + C + D 死 傷 者 計
業 務															
業 務 外															

2 事故原因

(単位:件)

区 分	件 数
スピードの出し過ぎ	
ハンドル操作の誤り	
ブレーキ操作の誤り	
前・後方不注意	
わき見運転	
気象関係(風・雨・雪・霧等)	
落 石	
路 肩 決 壊	
そ の 他 ()	
計	

3 補償費

(単位:件数は件、補償費は千円)

区 分	件 数	補 償 費
人身被害		
物損被害		
計		

(様式 8)

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

氏名

民有林林道での通行事故報告について

このことについて、重大事故（死亡事故等）が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

報告事項

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 路線名
- (4) 管理主体
- (5) 事故発生現場の構造等
 - ア 幅員
 - イ 曲線半径
 - ウ 縦断勾配
 - エ 路面状態
 - オ 路側構造物
 - カ 防護施設
 - キ その他
- (6) 事故者、死傷者
 - ア 住所
 - イ 氏名
 - ウ 年齢
 - エ 職業
 - オ 負傷の程度
- (7) 事故の概要
- (8) 補償料の支払い
- (9) その他（新聞の切抜き等参考となるもの）

上記（ 8 ）は後日でよいこととする。

新規路線採択チェックリスト（開設）

（平成18年4月現在）

振興局名		路線名		箇所番号	
審査者職名		審査者氏名			

区 分	採 択 要 件 等	チェック
市町村営林道開設 （里山再生エリア交付金事業による森林管理道開設を含む、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業による峰越連絡林道を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画に登載された林道であること。 ・林道規程に規定する自動車道であること。 ・開設効果指数が0.9以上であること。 ・費用対効果指数（B/C）が1.5以上であること。 ・利用区域内森林面積が50ha以上であり、かつ全体計画が概ね1km以上であるもの（過疎地域、旧過疎地域、特定市町村又は準特定市町村、水源地域で整備される林道にあっては、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ全体計画延長が概ね0.8km以上であること）。 ・利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林において、着工後10年以内に森林の整備が確実に実施されること。 ・全体計画期間が限度工期（10年以内）を超えない期間となっていること。 ・全体計画策定にあたり、開設予定路線の利用区域内森林及び周辺地域に関係する林業者、森林組合等、市町村その他関係団体の合意形成が図られていること。 ・開設予定路線の線形（平面線形、縦断線形）が、地形、地質、希少動植物、その他地域の状況等を踏まえた上で決定されていること。 ・開設予定路線の線形が経済的なものとなっていること。 ・利用区域の設定が適切であること。 ・利用区域内森林の所有形態が単独所有となっていないこと。 ・開設後速やかに林道台帳を作成し、適切に管理される路線であること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
区 分	事 業 選 択	チェック
市町村営林道開設 （里山再生エリア交付金事業による森林管理道開設を含む、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業による峰越連絡林道を除く）	<p>次のどれに該当するかチェックを行う（事業選択）。</p> <p>間伐を行うために開設する林道</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 利用区域が重点実施地区に存し、かつ重点実施地区の面積に占めるその林齢がおおむね11年から35年までの森林であって間伐又は保育の実施が必要な面積の割合がおおむね3割以上であること。</p> <p>b 利用区域内森林面積が50ha以上であり、かつ全体計画が概ね1km以上であるもののうち、次の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用区域内に団地森林があり、当該団地森林の属する市町村における人工林面積がおおむね2,000ha以上であること又は当該市町村内の地域森林計画対象民有林の面積に占め 	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>

新規路線採択チェックリスト（改良）

（平成18年4月現在）

振興局名		路線名		箇所番号	
審査者職名		審査者氏名			

区 分	採 択 要 件 等	チェック
市町村営林道改良 （里山再生エリア交付金事業による森林管理道改良を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林計画に登載された林道の改良であること。 ・ 林道規程に規定する自動車道の改良であること。 ・ 1箇所の事業費が900万円以上であること。 ・ 費用対効果指数（B/C）が1.5以上であること。 ・ 改良効果指数等が、以下の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 幹線林道にあっては利用区域内森林面積が500ha（振興山村又は過疎地域においては200ha以上）、改良効果指数が1.2以上であること。 その他の林道にあっては利用区域内森林面積が50ha以上、改良効果指数が0.9以上であること。 過疎地域、旧過疎地域に係る路線の基準については、の利用区域内森林面積を30haと読み替えるものとする。 過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村における平成16年度までの事業に係る規定は、当該特定市町村の区域を過疎地域として適用する。 ・ 「民有林林道台帳について」に基づき速やかに林道台帳を作成し、「民有林林道の管理について」に基づき適切に管理される路線であること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>適・否</p>

新規路線採択チェックリスト（舗装）

（平成18年4月現在）

振興局名		路線名		箇所番号	
審査者職名		審査者氏名			

区 分	採 択 要 件 等	チェック
市町村営林道舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林計画に登載されている林道の舗装であること。 ・ 林道規程に規定する自動車道の舗装であること。 ・ 一路線当たりの事業費が24,000千円以上であること。 ・ 費用対効果指数（B/C）が1.5以上であること。 ・ 次のいずれかに該当する路線であること。 <ul style="list-style-type: none"> 日交通量が60台以上の自動車道であって、次のいずれかに該当するもの。 a 国道、県道、市町村道等と連絡する骨格的な路線 b 概ね500m以内に家屋等が概ね10戸以上ある区間 c 概ね250m以内に家屋等が概ね5戸以上ある区間 d 公共施設に係る区間 e 概ね10ha以上の農地がある路線であって、かつ当該農地が前項bからdの区間に連坦している区間 急勾配区間、路面浸食の甚だしい区間、急カーブ区間、その他交通安全確保のため特に必要な区間 <ul style="list-style-type: none"> a 急勾配区間とは、縦断勾配が概ね7%を超える区間 b 路面浸食の甚だしい区間とは、シラス等で路面浸食の恐れが多い区間 c 急カーブ区間とは、曲線半径が概ね20m未満の区間 d その他交通安全確保のため特に必要な区間とは、スクールバス等の運行区間及び通学児童等の通行区間、又は湧水等のための路面軟弱な区間等 公道等との取付部分であって特に必要な区間 林業従事者の通勤路として重要な役割を果たす既設林道で、以下の要件を全て満たすもののうち、作業現場までの時間の短縮、通行の安全、砂塵の被害防止等を図る必要のあるもの。 <ul style="list-style-type: none"> a 利用区域内の森林面積に、50ha以上のまとまりを持った森林施業計画認定面積を有すること。 b 利用区域内の森林面積に、緊急に間伐及び保育を必要とする林分を30%以上含むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当
	<p>上記 から の採択基準を満たす区間が、舗装全体計画延長（路線の全部又は路線の一部区間）の1/2を超える場合の から以外の区間で、下方接続道路が舗装されている場合は、全体を舗装することが可能となる。</p>	

区 分	採 択 要 件 等	チェック
市町村営林道舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・連坦計算の内容が間違いないこと。・利用区域内森林の所有形態が単独所有となっていないこと。 ・「民有林林道台帳について」に基づき速やかに林道台帳を作成し、「民有林林道の管理について」に基づき適切に管理される路線であること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>